

郡山市職員自己啓発費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が自己啓発のために自ら受講する講座に要する費用の一部を助成することにより、職員の自己啓発意欲を向上させるとともに、能力開発を促進し、もって人材育成を図ることを目的とする。

(対象講座)

第2条 助成の対象となる費用は、次に掲げる講座のうち、総務部長が指定するもの（以下「助成対象講座」という。）を受講するための受講料とする。

- (1) 通学講座 講座の主催者が指定する会場に通学し、講習等を受講し学習する講座
- (2) 通信講座 講座の主催者から送付される教材等を用いて、自宅等で学習する講座

(対象職員)

第3条 助成の対象となる職員は、常時勤務を要する一般職の職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により任用された職員をいう。）
- (2) 地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用される職員。
- (3) 再任用職員（地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）
- (4) 任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 条第 1 項若しくは第 2 項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。）
- (5) 第 6 条第 1 項に規定する受講申込み時に企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員をいう。）である者
- (6) 第 8 条第 1 項に規定する助成金交付申請時に職員の身分を有しない者

第4条 助成金の交付は、助成対象講座を修了した場合に行うものとする。

2 助成金の額は、助成対象講座の受講料の2分の1に相当する額とし、一人当たりの助成金交付の限度額は次の表のとおりとする。

区 分	一の助成対象講座における限度額	同一年度内の総額における限度額
通学講座	30,000 円	60,000 円
通信講座	10,000 円	20,000 円

(募集)

第5条 人事課長は、助成対象講座を職員に周知し、助成対象講座の受講及び助成金の交付を希望する職員（以下「受講希望者」という。）を募集するものとする。

(受講の申込及び決定)

第6条 受講希望者は、人事課長に対し、受講を希望する一の講座ごとに自己啓発講座受講申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 人事課長は、前項の申込書を審査し、予算の範囲内で助成の対象とする受講者（以下「受講者」という。）及び講座を決定するものとする。

3 人事課長は、前項による決定をしたときは、速やかに自己啓発講座受講決定通知書（第2号様式又は第3号様式）を受講者に対し、交付するものとする。

（講座の主催者への受講手続及び受講料の支払）

第7条 第2条第1号に規定する通学講座への受講申込みの手続きは、受講者が、各自行うものとする。

2 第2条第2号に規定する通信講座の受講申込みの手続きは、人事課長が取りまとめ、一括して行うものとする。

3 受講料の支払いは、講座の主催者からの請求に基づき、受講者が直接支払うものとする。

（助成金の申請及び決定）

第8条 助成金の交付を受けようとする受講者は、講座の主催者から発行される助成対象講座の修了証書を受け取った日から30日以内に当該修了証書の写し及び受講料の支払額が確認できる書類の写しを添えて、自己啓発費用助成申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、助成金の交付を決定したときは、自己啓発費用助成金交付決定通知書（第5号様式）により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。